

計画期間
令和3年度～令和12年度

当別町肉用牛生産近代化計画書

令和3年2月

北海道当別町

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
 - II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
 - III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
 - 1 酪農経営
 - 2 肉用牛経営
 - IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
 - V 国産飼料基盤の強化に関する事項
 - VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
- ※ 酪農計画については、策定基準を満たしていないが、当町の酪農の振興を図るため、市町村計画の内容に準ずる計画として策定する。

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

当別町は、北海道最大の都市札幌市に隣接し、J Rや車でのアクセスに優れ、札幌への通勤通学圏内に位置し、石狩湾新港と新千歳空港を結ぶ国道337号と、道北方面に通じる国道275号が交差する交通の要衝として発展してきました。

このような地理的好条件のもとで、酪農経営と肉用牛経営は、恵まれた土地資源を背景に当別町の農業振興にとって重要な役割を果たしています。

しかしながら、T P Pをはじめとした貿易協定による経済のグローバル化に加え、担い手不足、資材の高騰、家畜伝染病の侵入リスクなどが、経営に直面する課題となっています。

これらの課題に対処しつつ、酪農・肉用牛生産が、引き続き当別町の農業振興にとって重要な役割を果たすため、「土―草―牛」が調和し、バランスの取れた、人と家畜と環境にやさしい経営の確立を図り、消費者に信頼される良質な畜産物を安定的に供給することを目指します。

1 酪農・肉用牛経営の増頭・増産

- (1) 酪農及び肉用牛生産において、飼養頭数増加による、個々の経営の生産性の向上を推進します。
- (2) 乳用牛について、高能力牛への更新等により1頭当たりの乳量の増加を図るとともに飼養管理技術向上のもと、供用期間の延長や周産期疾病の抑制など生涯生産性の向上を推進します。
- (3) 肉用牛について、優良な繁殖雌牛の活用と産肉能力など能力の高い和子牛をはじめとする素畜の増産に向けた取組を推進します。

2 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成・経営資源の継承

- (1) 乳用牛について、供用期間の延長による乳牛償却費の低減と牛舎内の飼育環境の改善や事故防止策などの取組により生産性の向上を図ります。
- (2) 肉用牛について、優良な繁殖雌牛の確保を推進します。
- (3) 離農などにより、地域から生産基盤である経営資源が失われることがないように後継者や第三者などへの円滑な事業継承が行わるよう取組を推進します。

3 経営を支える労働力や次世代の人材の確保

- (1) 労働負担軽減のため、省力化機械の導入及びI C T等先端技術の導入を促進します。

(2) 経営者が生産技術や財務管理、食品衛生や家畜衛生に加え、労働の安全等を確保するための取組を通じて優れた経営管理能力を備えた人材の育成を推進します。

4 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

(1) 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、適正な家畜排せつ物の管理を維持し、良質堆肥の生産と地域内流通とともに適切な施肥管理による農地への還元を推進します。

(2) 臭気や水質に係る環境規制が強化されていることから、地域の関係機関等との連携により、経営規模に応じた適正な飼養管理を推進することで、悪臭等環境問題の軽減を図ります。

5 国産飼料基盤の強化

(1) 飼料作付面積を維持しながら、栄養価の高いサイレージ用とうもろこしの作付面積を拡大するとともに飼料生産基盤をフル活用した良質で低コストな飼料の生産・利用の拡大を推進します。

(2) 草地は、粗飼料の作付面積の大部分を占めており、裸地や雑草の多い圃場の植生改善に取り組むため、草地の状況を勘案した「草地整備」、「草地改良」、「草地更新」、「草地管理」を促進するとともに技術支援を推進します。

(3) 自給濃厚飼料等の生産・利用拡大を図るため、子実用とうもろこしや飼料用米等の自給濃厚飼料の生産・利用と稲発酵粗飼料等の利用拡大を推進します。

6 家畜衛生対策の充実強化

(1) 口蹄疫などの家畜伝染病に応じた的確な対策を推進するため、「飼養衛生管理基準」の順守を徹底するとともに、家畜飼養者と地域関係者が一体となって行う家畜衛生対策の取組を推進します。

7 災害に強い酪農・畜産経営の確立

(1) 近年の台風や局地的な豪雨など甚大な影響を及ぼす不測の事態が発生しており、酪農・肉用牛生産の持続的な発展のため、災害等への備えを促進します。

8 食の安全と消費者の信頼確保

(1) 食の安全を確保していくため「後始末」より「未然防止」の考えを基本としながら、畜産物や飼料及び飼料添加物の製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理計画等の着実な取組を促進します。

(2) 安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要などに的確に対応していくため、関係機関・団体と連携し、引き続き、総合的な観点からの乳質改善の取組を推進します。

(3) G A PやH A C C Pの考え方にに基づき、生産者段階でのポジティブリスト制度に対応した農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底と生産履歴の記帳・保管、搾乳機器の適正使用の取組みを推進します。

9 需要に応じた生産・供給の実現のための対応

(1) 大消費地を抱える都市近郊型畜産の特性を踏まえ、多様な消費者ニーズへの対応、付加価値向上による牛乳乳製品及び牛肉のブランド化や差別化の取組を推進します。

10 輸出の戦略的な拡大

(1) 輸出は、販売先の多角化や新たな需要創出に資する手段であるが時間を要することから、あらかじめ取り組んでおくことが重要です。このため、関係者と連携しながら、「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」のもと、需要が見込まれる地域への輸出環境の整備、北海道ブランドの浸透や市場拡大等に向けた取組を推進します。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現在(平成30年度)					目標(令和12年度)				
		総 頭数	成牛 頭数	経産牛 頭数	経産牛1 頭当たり年 間搾乳量	生乳 生産量	総 頭数	成牛 頭数	経産牛 頭数	経産牛1 頭当たり年 間搾乳量	生乳 生産量
当別町	全域	158頭	83頭	83頭	6,000kg	498t	186頭	98頭	98頭	7,200kg	705t
合計		158頭	83頭	83頭	6,000kg	498t	186頭	98頭	98頭	7,200kg	705t

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には、平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現在(平成30年度)									目標(令和12年度)							
		肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等				肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖 雌牛	肥育 牛	その 他	計	乳用 種	交雑 種	計	繁殖 雌牛		肥育 牛	その 他	計	乳用 種	交雑 種	計	
当別町	全域	529頭	298頭	16頭	215頭	529頭	0頭	0頭	0頭	603頭	323頭	47頭	233頭	603頭	0頭	0頭	0頭	
合計		529頭	298頭	16頭	215頭	529頭	0頭	0頭	0頭	603頭	323頭	47頭	233頭	603頭	0頭	0頭	0頭	

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

単一経営

目指す経営の姿	経営概要						生産性指標	
	経営形態	飼養形態					牛	
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次
		頭				(ha)	kg	産次
I スタンション (集約放牧) 50頭	家族	50	ST	ヘルパー	分離給与	舎飼	7,000	5.5
II フリーストール 110頭	家族	110	FM	ヘルパー 育成預託	TMR	舎飼	7,500	5.5

目指す経営の姿	生産性指標														備考
	飼料							人							
	作付体系及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化 (種類)	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
								生乳1kg当たり 費用合計(現状との比較)	経産牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人 当たり所得	
	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
I スタンション (集約放牧) 50頭	3,800	49.9	個別 完結	乳牛用配合 飼料 ミネラル ビタミン剤	64.8	60.2	10	64	57.9	3,951	4,192	2,748	1,444	722	
II フリーストール 110頭	3,800	120	個別 完結	乳牛用配合 飼料 ミネラル ビタミン剤	65.5	65.5	10	52	43.2	5,821	9,689	5,854	3,835	1,917	

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

目指す経営の姿	経営概要						生産性指標			
	経営形態	飼養形態					牛			
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重
	頭				(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	
肉専用種繁殖複合30頭経営	家族経営複合	55	牛房群飼		分離給与	8.4	12.5	24	8	雄 253 雌 235
肉専用種繁殖複合50頭経営	家族経営複合	92	牛房群飼		分離給与	13.5	12.5	24	8	雄 253 雌 235
肉専用種繁殖複合100頭経営	家族経営複合	185	牛房群飼		分離給与	27.0	12.5	24	8	雄 253 雌 235

目指す経営の姿	生産性指標													備考	
	飼料							人							
	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
									子牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費		農業所得
kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円		
肉専用種繁殖複合30頭経営	3,800	19.1		繁殖用配合飼料 育成用配合飼料	84.7	92	10	376,947	79	1,800	1,055	713	341	300	
肉専用種繁殖複合50頭経営	3,800	31.8		繁殖用配合飼料 育成用配合飼料	84.7	92	10	336,033	62	1,800	1,813	1,140	672	575	
肉専用種繁殖複合100頭経営	3,800	63.6		繁殖用配合飼料 育成用配合飼料	84.7	92	10	346,567	37	2,000	3,618	2,554	1,064	942	

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

区域名		①総農 家戸数	②飼養農 家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養 頭数 ③/②
					③総数	④うち成 牛頭数	
		戸	戸	%	頭	頭	頭
当別町	現在	441	5	1	158	83	32
	目標	441	5 (0)	1	186	98	37
合 計	現在	441	5	1	158	83	32
	目標	441	5 (0)	1	158	98	37

(注)「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

① 乳牛改良の推進

泌乳能力及び乳成分の向上など高能力に重点を置いた改良を推進し、健康な牛から安全な生乳生産が行われることを基準に、適正な飼料給与、乳房炎等の疾病予防、適切な繁殖管理による繁殖性の向上を図ることで、生産コストの低減につながる改良を推進します。

② 飼養管理技術の向上等の推進

乳検情報の効果的な活用により、飼養管理技術の高度化、優良牛の増殖及び牛群の資質改良を推進します。

また、安全、安心で高品質な牛乳・乳製品を生産するため、衛生的乳質や成分的乳質の向上を図り、乳質改善を推進します。

③ 自給飼料生産の拡大の推進

自給飼料生産基盤の拡大、良質な自給飼料の効率的な生産の推進など、自給飼料生産の拡大を図ります。

④ 労働負担の軽減

飼料生産の共同化など地域の実情に応じた酪農支援システムなどの確立を図るとともに、地域や経営形態に即した飼養管理支援機器等の導入を推進し、労働負担の軽減を図ります。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名		①総 農家 戸数	②飼 養農 家戸 数	②/ ①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖 雌牛	肥育 牛	その 他	計	乳用 種	交雑 種
肉専用 種繁殖 経営	当別町	現在	戸 441	戸 11	% 2	頭 529	頭 529	頭 298	頭 16	頭 215	頭 0	頭 0	頭 0
		目標	441	11	2	603	603	323	47	233	0	0	0
	合計	現在	441	11	2	529	529	298	16	215	0	0	0
		目標	441	11	2	603	603	323	47	233	0	0	0
肉専用 種肥育 経営		現在	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	目標	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計		現在	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	目標	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
乳用種・ 交雑種 肥育経 営		現在	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	目標	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計		現在	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	目標	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) () 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

適正分娩間隔による繁殖性の向上、可肥による様々な悪影響を防ぐために、粗飼料主体の栄養度を調整した飼養管理を推進します。

遺伝的能力の評価情報の活用や飼養管理技術の改善により、生産コストの低減、良質粗飼料と圃場副産物の有効利用の促進やたい肥の有効利用を推進します。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	62%	59%
	肉用牛	60%	87%
飼料作物の作付延べ面積		287ha	315ha

2 具体的措置

地域の実情に合わせ効率的な暗渠排水などの「草地整備」、草種、品種の導入による「草地改良」、牧草の生産量や栄養価を維持増進する「草地更新」、スマート農業技術を活用する「草地管理」による草地生産性向上を推進します。

また、子実用とうもろこしや飼料用米など濃厚飼料及び粗飼料の作付けは、自給率向上につながることから、作付け拡大を推進します。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷
その他の肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

区域内の生乳生産量及び処理量、輸送距離等を勘案した集送乳体制をより一層整備し、関係者との連携のもと、生乳流通の安定とコストの低減を推進します。

2 肉用牛流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在(平成30年度)				目標(令和12年度)			
		出荷頭数 ①	出荷先		②/ ①	出荷頭数 ①	出荷先		②/ ①
			道内 ②	道外			道内 ②	道外	
当別町	肉専用種 乳用種 交雑種	頭 4	頭 3	頭 1	% 75	頭 5	頭 3	頭 2	% 60
合計	肉専用種 乳用種 交雑種	4	3	1	75	5	3	2	60

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

肉用牛市場への出荷の際、畜主間の協力体制により経費の節減に努め、安定的な市場への出荷頭数の確保を促進します。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

【② 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承】

生産管理技術の改善、高位平準化に努め、各種経営診断情報の活用による経営内容の点検や把握、分析等により経営の合理化を図ります。

【③ 経営を支える労働力や次世代の人材の確保】

本町の酪農振興会と和牛改良組合との連携の充実を図り、組織活動の育成を推進します。

【④ 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進】

家畜排せつ物の適正な管理を行うとともに、たい肥等を利用した土づくりなど環境保全や有機質資源として有効利用するため、耕種農家との連携とともに資源循環型畜産の推進を図ります。

【⑨ 家畜衛生対策の充実・強化】

伝染性疾病の多様化や伝播の複雑化に対応し、家畜伝染病の発生の未然防止と本町への侵入を防ぐため、飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底するとともに、関係機関と連携し、発生時の初動防疫に重点を置いた家畜防疫体制強化の取組を継続します